

國第百六十六回
參議院農林水產委員會

平成十九年三月二十九日(木曜日)

午前十時開會

三月二十八日

小川 勝也君

補欠選任

事務局側	農林水產大臣政務官
政府參考人	常任委員會專門員
百五十三	永岡桂子君
六	朝雄君
大	鈴木

の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、消防庁審議官寺村映君外四名を政府参考人として出席席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加治屋義人君） 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

なお、農林水産関係の被害状況は現在調査中のこととござりますけれども、今回の被災地域は農林水産業の盛んな地域でございますので、大変今後の影響が心配されるところでございます。どうか農林水産省におかれましても、被害復旧、そして営農再開に向けて最大の御尽力をお願い申し上げたいと存じます。

出席者は左のとおり

理事

岩城 光英君
主濱 了君
和田ひろ子君

加治屋義人君

岡崎トミ子君

常任委員會專門
員 考人

門
次官
鈴木朝雄君
寺村映君
藤岡博吉

本日の会議に付した案件 政府参考人の出席要求に関するもの

○独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立

- 行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長（加治屋義人君） ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、小川勝也委員が委員を辞任され、その補

欠として岡崎トミ子委員が選任されました

○委員長(加治屋義人君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案

第八部 農林水産委員会會議録第五号 平成十九年三月二十九日

内に前倒しをして検討を行うと、このようにされたところでございます。この方針を受けまして農林水産省といたしましても、政府全体の行政改革の推進に資するよう、規模が大きい農林関係の試験研究法人につきまして前倒しで検討を行い、昨年の通常国会に法案を提出したものでございま

産省の中では生まれたものが、一つは県元でつとめの直轄機関とそれから独立行政法人の二つの形態があるわけでありますが、これらの明確な区分があるのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

非常に例えは悪いんですけども、同じ農林水

必要があるということで、国の直轄機関であります公的の直轄機関として実施しているということで、これはいわゆるC-I-Q機関、税関、入国管理局、検疫所、こういったものと一緒になつて国境措置の一つとしてリスク管理業務を担つてているということをございます。

検査を受ける方の受け止めということでの御心配でございましたが、この際併せて、検査を受けた事業者に対しましては、立入検査をするときにこれまでと同様ということで、十三年の前と同様に、国が行ってきた検査と目的、内容、こういったものが同じである旨、十分説明を行ってきておりまして理解を求めているということです。これまで

他方、今般の統合に係る五法人につきましては、まず農林水産消費技術センター等三法人についてでござりますけども、これは食の安全と消費者の信頼の確保に直結する業務を行つてゐる、そのためその業務の制度設計等について十分な検討が必要であること、それからまた二つ目でございま

育つて一つは養子に出された、何かそういうこと、同じ検査機関でありますからそういうことが、この明確な区分があるのかどうか、そのことをまず教えていただきたいと思います。

たけど、どうもまだ分かりづらいといいますか、先ほど局長は、検査検定は独立法人、検疫についてはいろいろ、まあ言わば公権力の行使、こういうものがあるので直轄にしてあるんだ、こういうふうに私受け取ったんですが、ただ、その検査にしましても、立入検査を民間にやるわけでありま

○野村哲郎君 特段の問題はないというお話をあ
りますけれども、先ほど、やる方から見れば問題
なかつたのかしれませんが、受ける方からすると、
どうしても国の直轄と独法ではやはりこの受け止
で特段の問題は生じていないというふうに考えて
いるところでござります。

す森林総合研究所等二法人につきましては、性格に違ひがあることから、統合後の業務の範囲、統合後の組織の姿、人事の在り方等について十分な検討が必要である、こういったような観点から前倒しの中に加えなかつた、こういうことでございまして、今申し上げましたようなそういう前倒しの中に入らなかつたということで今回二つに統合をすると、このようなことで、そういう理由から、平成十七年十一月の閣議決定を踏まえまして今國

御説明させていただきたいと思います。
この独立行政法人化につきましては、平成九年十二月でございますが、行政改革会議の最終報告というものが出来まして、この中で試験研究、文教研修・医療厚生、検査検定、この三業務を検討対象とすると、独立行政法人化の検討対象とするといふうにされたところでございます。この中で、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農業検査所は検査検定、この業務の中に位置付けら

すよね。そうしますと、いわゆる公権力の行使というのには、私は、國なりあるいはそういう県の機関でないと、法的な権限はあつたにしても、じや受ける方が、独立行政法人から来ましたと言つたときに、何の権限があつておまえたちは来たのかどういう、まあこれはもうさかのぼつてしまふ話なんですけれども、どうも受け手の側からの皆さん方から見ると、どうしても独立行政法人では何の権限なんだというところが見えにくい、分か

め方が違うというふうに思います。
そこで、今日は総務省の大臣政務官、河合政務官にも来ていただいておりますが、総務省の消防研究所につきましては、十三年に独立行政法人に移行したという話ですが、五年後の見直しではまた別の直轄に戻っているんですね。なぜ元に戻したのか、その理由を教えていただければ有り難いと思います。

会に法案を提出したと、このようないきさつ、理由でございます。
○野村哲郎君 今の松岡大臣のお話で十分理解をさしていただいたところでござります。

れたところでござります。
この最終報告を受けました平成十年六月の中央省庁等改革基本法、これにおきまして、検査検定業務については事業の必要を厳しく見直した上と

りづらいと、こういうことをよく現場でも聞かされるわけであります。

おり、独立行政法人は自主的な運営ができるとか、
彈力的なことができるとかという、そういう長所
もあるわけでござりますよね。それで、実は消防
研究所は、最初のときは、火災のメカニズムとか、

それで、中身の質問をさしていただきたいと思
いますが、一つは、動物それから植物等の検査機
関の在り方について御質問をさしていただきたい
と思います。

いうことで三つの選択肢が示されました。民間への移譲、廃止、三番目が独立行政法人への移行と、このいずれかを選択することとされたわけでござりますが、今回統合の対象となります検査三法人につきまして行なっている業務につきましては、食

方がいいんだという話でありましたけれども、私はこの検査機関もやっぱり国の直轄の方がいいのではないかと、こういうふうに思うわけあります、もう一層その辺のことを教えていただきたい

所及び植物検疫所がありまして、これらの機関は区域において貨物に係る防疫検査を実施しているところであります。一方、農林水産消費技術センターやそれから今回統合されます肥飼料検査所、そして農薬検査所も、十三年度の独立行政法人大までは農林水産省の附属機関であつたわけであります。

いうことで三つの選択肢が示されました。民間への移譲、廃止、三番目が独立行政法人への移行と、このいずれかを選択することとされたわけでござりますが、今回統合の対象となります検査三法人につきまして行っている業務につきましては、食の安全確保等にかかる重要な業務であって、廃止及び民間にゆだねるということは適当でないということから、十三年四月に独立行政法人化したものでございます。

また、動植物検疫、これにつきましては、輸入される動植物、畜産物、国内を移動する植物等に関する検査・廃棄命令、こういったことを命ずるということで、私有財産の制限を強制的に行なう

公権力の行使をやるんで、そういう意味で直轄の方がいいんだという話でありましたけれども、私はこの検査機関もやっぱり国の直轄の方がいいのではないかと、こういうふうに思うわけですが、もう一遍その辺のことを教えていただきたいと思います。

それから消火の原理とか消防機械の開発研究とか、そういう基礎的な研究をすると。それから、灾害対応への情報化の推進をするととか高齢者の災害時の安全確保の研究するとかといふ、そういうプロジェクトのことなどもやると、こういうふうにしておったわけでござります。それが見直しをして、政策評価、行政評価したわけでございます。その結果、やっぱり危機管理が大事なのではないかと、そういうことが、危機管理を強化することなどが言われまして、大規模災害、大規模な地震などの自然災害、テロなどの特殊な災害、それからサリンなどの新規の危険物対策とかコンビ

ナートの災害とかそういう、本當にもつと大きなそういうものに特化した強化、その研究に重点を置かねばならぬのじゃないかという評価をされたわけでございます。

そうしまして、これはやっぱり職員も消防士や消防機関と一緒になつて現場へ出て原因究明のために働かねばならぬと、こういうことになりますて、それはやっぱり身分は公務員化すべきだなど。それで、役割とか機能は最初に申し上げましたように変わりましたので、職員の数も半分になりますて、公務員化したと、公務員に消防庁の中へ入つたと、こういうことでござります。

○野村哲郎君 今御答弁で、行政評価をしてみたら、今の消防庁がやつていてるのもう一体的にやつてあるんで元に戻した方がよからうと、ざつくばらんに言えども、こういうお詫びだつたと思うんで、要は、そういう行政評価した上できちつとまた元に戻つたということ理解いたしました。

そこで、今回の法改正によりまして三つの法人が一法人に統合されまして、名称も、肥料検査所とかあるいは農業検査所という検査をする場所というものがこの名称で分かるわけですけれども、今回は農林水産消費安全技術センター、非常に長つたらしくて、何をするところか非常に分かりづらいのではないかと。先ほど言いましたように、検査を受ける側から見ますと、名称もセンターといふことでありますので非常に軽く見られるんじやないのかと。あるいはまた、各県には消費生活改善センターとか何かセンターとかいろいろないわゆる生活関連の指導をする機関が一杯あるわけで、この消費安全技術センターという名称を付けておるわけでありますけれども、そうなりますと、私はこの名称からしても公権力の行使というの非常にやりづらくなつてくるのではないかなど、こういう危惧を実は持つわけであります。

ですから、この法律案でこういった中身が出ておりますけれども、新しい独立行政法人に今までのような機能なり役割を担つてもらうためには、もう少し名称を含めて何か工夫する必要があ

るんじゃないかなと。というのが、現場のそういうものに特化した強化、その研究に重点を置かねばならぬのじゃないかという評価をされたわけでございます。

検査員の方々がセンターの名刺を持っていて、立入検査をいたしますというんじや、どういふことにして、これはもう要望申し上げておきます。

ですから、先ほどの消防研究所のようにまた五年後には元に戻るのか、そういうこともちょっとと危惧するわけあります。何か工夫していただきたいと思います。

○野村哲郎君 総合後的新法人の名称についてのお尋ねでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 総合後新法人の名称についてお尋ねでございます。

今回、御指摘いただきましたとおり、農林水産消費安全技術センター、こういう名前にするといふこととしております。これは新法人の統合のねらいでございます。農場から食卓までの一連の過程を対象に検査業務を一体的に実施して、技術で食の安全に貢献すると、こういったことを、どういう名前がふさわしいかということを種々検討いたしまして、農林水産消費安全技術センターといふ名前にしたところでございます。

御指摘いただきました、統合によつて名前が変わつて、よくその今までやつてきた検査、こういつたことの趣旨が分からなくなるんではないかといふことでございますが、今般の統合による名称の変更はあるわけでございますが、これまで両法人の身分は非公務員化しているわけであります。非常に変遷をたどつております。

そこで、このように独法はほとんどが非公務員型になつておりますけれども、今回のこの農林水産消費安全技術センターはなぜ公務員型となつたのか、それから公務員型と非公務員型というのはどういう明確な区分が、基準があるのかどうか、このところを教えていただきたいと思います。

○野村哲郎君 今回の統合後の新法人の身分のお尋ねでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 大変失礼いたしました。

基準のところでございますが、平成十五年八月一日の閣議決定ございまして、もう一回申し上げますと、その業務、法人が行う業務でございますが、これを国家公務員の身分を有しない者が担当の場合にどういう問題が生じるかということを具体的かつ明確に説明できない場合、これはその法人は公務員型以外の独立行政法人とすると、こういふ何といまいしょか、裏からといましょか、そういうふった書き方がされておりまして、逆に言いますと、私どもの理解としては、その業務をやはり国家公務員の身分を有した者が行わない問題が生じる場合、こういった場合は引き続き国家公務員型ということになるというのが基準というふうに考えておるところでございます。

○野村哲郎君 名前も変わつてきただけれども中身は変わりませんということなんでしょうかけれども、ただ、本当にやる側の職員の皆さん、検査員

平成十七年十二月二十四日に閣議決定をされました行政改革の重要な方針、これに基づき、引き続き国家公務員とするということとされたところでございます。

この公務員型の独立行政法人となる基準でございますが、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのか、具体的かつ明確に説明できない場合、これは当該法人は特定独立行政法人、公務員型以外の独立行政法人とすると、いうことでございます。

私どものこの業務、これにつきましては、やはり公務員の身分を持つ者が担う必要性があるといつたことについて理解と、そういうことが得られまして、引き続き国家公務員型とすることは、このときの職員の身分は非公務員、こういった形になつております。そして、十七年の十二月には行政改革の重要な方針におきまして独立行政法人が四つの独立行政法人になつたわけであります。このときの職員の身分は非公務員、こういった形になつております。そして、昨年四月の行政改革の重要方針におきまして独立行政法人が発足いたしましたが、このときの職員の身分は公務員でございます。さらに、十五年の十月に特殊法人改革基本法によりまして、五つの法人が四つの独立行政法人になつたわけであります。これがもう要望申し上げておきます。

それから次に、三つ目に、独立行政法人の職員の身分についてであります。平成十三年の四月に独立行政法人制度が開始されまして農林水産関係十七法人が発足いたしましたが、このときの職員の身分は公務員でございます。さらに、十五年の十月に特殊法人改革基本法によりまして、五つの法人が四つの独立行政法人になつたわけであります。これがもう要望申し上げておきます。

そこで、今年四月の行政改革の重要方針におきまして独立行政法人が発足いたしましたが、このときの職員の身分は非公務員でございます。そして、十七年の十二月には行政改革の重要な方針におきまして独立行政法人が発足いたしましたが、このときの職員の身分は非公務員でございます。さらに、十五年の十月に特殊法人改革基本法によりまして、五つの法人が四つの独立行政法人になつたわけであります。これがもう要望申し上げておきます。

そこで、このように独法はほとんどが非公務員型になつておりますけれども、今回のこの農林水産消費安全技術センターはなぜ公務員型となつたのか、それから公務員型と非公務員型というのはどういう明確な区分が、基準があるのかどうか、このところを教えていただきたいと思います。

○野村哲郎君 今回の統合後の新法人の身分のお尋ねでございます。

○政府参考人(町田勝弘君) 大変失礼いたしました。

基準のところでございますが、平成十五年八月一日の閣議決定ございまして、もう一回申し上げますと、その業務、法人が行う業務でございますが、これを国家公務員の身分を有しない者が担当の場合にどういう問題が生じるかということを具体的かつ明確に説明できない場合、これはその法人は公務員型以外の独立行政法人とすると、こういふ何といまいしょか、裏からといましょか、そういうふった書き方がされておりまして、逆に言いますと、私どもの理解としては、その業務をやはり国家公務員の身分を有した者が行わない問題が生じる場合、こういった場合は引き続き国家公務員型ということになるというのが基準というふうに考えておるところでございます。

○野村哲郎君 そうしますと、先ほどおっしゃいましたように、食の安心・安全、これをきちっとやつぱり消費者の方皆さん方に分かっていただくには公務員の身分の方が、その方が信頼性も高いと、こういう簡単な理解でよろしいでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは、今回、このセンターに統合される三つの独立行政法人の個別具体的な質問に入らさせていただきたいと思います。

まず、農林水産消費技術センターが担つております食品表示適正化への取組についてお伺いをいたしたいと思います。

我が国における食品安全安心への取組として、一般消費者に適正な情報を提供して信頼を確保するため、いわゆるJAS法に基づいて農林水産物の格付と品質表示の適正化が進められております。このJAS法は平成十七年の通常国会で法改正がなされました。そして、十八年三月から施行され、二十年の二月までの移行期間が設けられておると、こういうふうに伺っております。改正につきましては、各条についても民間の登

まず、改正によりまして自己格付に移行することに不安を抱いておりましたのは、廃止された登録格付機関に製品を持ち込む、いわゆる曇表だと生糸それから林産物の関係者だつた。この方々が非常に不安を抱えていたというのは事実でございます。したがいまして、これらの方々が法の改正を受けましてこの登録認定機関の認定を受けて自己格付を行わなければならなくなつたわけでありますけれども、今回、その二十年の二月までの移行期間がまだあるわけであります、が、新制

度への移行は順調に進んでいるのかどうか。特に
室内工業的な皆さんが大変不安を持つていたわ
けであります、その経過について教えていただ
ければ有り難いと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 今御指摘をいただき
ました畠表、生糸、林産物、この三品目について
でございますが、改正法の施行は十八年三月一日
だつたわけでございますが、今御指摘いただきま
したとおり、二十一年でございますが、二月末ま
での三年間、経過措置の今期間中ということでござ
ります。このため、現在も旧法の仕組みによる
登録格付機関等による格付が今行われているとい
うのが現状でございます。

私どもいたしましては、この改正法に基づき
まして、登録認定機関の認定を受けて事業者自ら
が格付を行うこの仕組み、この円滑な移行を図る
ということと各地で説明会などを開催しております
して、関係事業者への周知に努めているところで
ございます。

畠表、生糸、林産物、この三品目の登録認定機
関の整備状況についてのお尋ねでございますが、
まず生糸と林産物につきましては十八年度に新た
な登録認定機関の登録がされました。生糸は一機
関、林産物は十二機関がされたところでございま
す。また、畠表につきましても、現在、登録認定
機関の登録申請の準備が進められているところで
ございます。引き続き整備を図つてまいりたいと
いうふうに考えております。

○野村哲郎君 それでは、そのときにもう一点問
題になりましたといいますか、改正の中身にあり
ましたのが、海外の登録認定機関の同等性要件が
廃止されまして、ISOガイド65を満たせばよろ
しいと、こうなつたわけでございます。

ちょうどこの改正時点で、アメリカとかEUと
か、こういうところにたしか三十四機関あつたと
思いますけれども、その後、海外のこの機関の増
減はどうなつているのか、教えていただきたいと
思います。

度への移行は順調に進んでいるのかどうか。特に
省内工業的な皆さんは大変不安を持っていましたが、その経過について教えていただ
けであります。ですが、それが何を意味するか
は、まだわからず、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 今御指摘をいただき
ました畠表、生糸、林産物、この三品目について
でございますが、改正法の施行は十八年三月一日
だったわけでございますが、今御指摘いただきま
したとおり、二十一年でございますが、二月末ま
での三年間、経過措置の今期間中ということでござ
ります。このため、現在も旧法の仕組みによる
登録格付機関等による格付けが今行われているとい
うのが現状でございます。

私どもいたしましては、この改正法に基づき
まして、登録認定機関の認定を受けて事業者自ら
が格付を行うこの仕組み、この円滑な移行を図る
ということとて各地で説明会などを開催しております
して、関係事業者への周知に努めているところで
ございます。

畠表、生糸、林産物、この三品目の登録認定機
関の整備状況についてのお尋ねでござりますが、
まず生糸と林産物につきましては十八年度に新た
な登録認定機関の登録がされました。生糸は一機
関、林産物は十二機関がされたところでございま
す。また、畠表につきましても、現在、登録認定
機関の登録申請の準備が進められているところで
ございます。引き続き整備を図つてまいりたいと
いうふうに考えております。

きます登録外国認定機関の登録数でございますが、現在十七機関ということで、野村議員、今御指摘いたしましたように、法改正前の登録数は三十四ございましたので、今半数程度というところにとどまっているところでございます。

○野村哲郎君 ありがとうございます。

次に、肥飼料検査所の業務についてお伺いをいたしたいと思います。

特にその中で、輸入作物における遺伝子組換え植物に対する検査体制の問題でございます。

遺伝子組換え植物につきましては、厚生労働省の検疫所、それから農林水産省の植物検疫所、並びに肥飼料検査所が検査を行つてゐるわけでございます。結果を見ていきますと、厚労省の検疫所の検査では、平成十三年にジャガイモ、そして十四年にパパイヤ、十八年に米の加工品で未承認の遺伝子組換えが検出されたわけであります。また、肥飼料検査所の検査では、平成十二年そして十七年にトウモロコシで未承認の遺伝子組換えが検出されている。こういった水際での検出というのは、私は大変防疫体制が整備されているということでお評価をいたしたいというふうに思います。

ただ、ここで疑問にちょっと感じるのは、同じ遺伝子組換え植物の検査が、一方は厚労省、一方は農林省、こういう検査機関で行われている点でありまして、厚労省の検疫所と肥飼料検査所の業務の仕分というのはどうなつてゐるのか、どうも国民の目には分かりづらい、私も分かりづらい、教えていただきたいと思います。

○政府参考人（町田勝弘君） 遺伝子組換え体の検査のお尋ねでございますが、トウモロコシを例に取つて今御指摘ありましたので説明させていただきますと、まず飼料用のトウモロコシ、これにつきましては、飼料の安全性を確保する観点から肥飼料検査所が飼料安全法に基づきまして検査を実

施しております。また、食品用のトウモロコシ、これにつきましては、食品衛生の観点から厚生労働省の検疫所が食品衛生法に基づいて検査を行つてゐるということをございまして、肥飼料検査所及び検疫所が行います検査は、その対象とするトウモロコシが異なつてゐるということでございます。

○野村哲郎君 今のお答弁で、飼料は飼料安全法、そしてジャガイモだとかそういう食べ物については食品安全法、よつて立つ法律が違つてお話しであります。同じ検査、私は検査の仕方もそれから器具も同じだというふうに思つんですね。ですから、何で厚労省でやり、あるいは一方は農水なのかというところが、どうも検査機器なり人員が二重に配置されているのではないかなどといふうに思つわけでございます。もう少し、今回の肥飼料検査所を含む統廃合が効率的な政府を目指す行政改革の一環として行われるのであれば、やはり国の機関で同じような検査業務が重複するというのではなく、本来の趣旨にそぐわないのではないかと、こう思つておきます。

農林省と厚労省の業務というのが、そういう意味では重なり合つてゐる部分というのが非常に多い気が私はいたします。例えば、これは松岡大臣も党の中でおつしやつたこともあつたと思うんですけど、それとも、今のは植物の検査の話でしたけど、例えば食肉の処理場。食肉の処理場、同じ処理場でありながら検査までは、生体で持つてきて検査まではこれは農林省管轄、屠体されてたらこれは厚労省管轄になつてくる。同じ食肉処理場の中で、ここまでは農水省管轄、ここから先は厚労省管轄。そして、もう一つ言ひますと、同じ食肉処理場でも、中身は違わないんですけども、農水管轄と厚劳管轄に分かれてくる。どうも私は、この辺が無駄があるのではないか、できればそのところは、業務が同じであれば一本化した方がいいのではないか、

何といっても、国民のやっぱり健康、生命に直結する食品の安全問題と、こういうことでございまますから、正に、そのような先生の御指摘を受けたて、私ども同じような思いでこれには取り組むこと、また、そういうよつた心構えでいると、こういうことでございますし、そして、今回どのような体制で臨むのかということでございますが、新しい法人におきましては、農場から食卓までの二連の過程を対象に検査等の業務を一体的に実施を

さらにまた、効率的な業務の運営を図る、こういう観点から、今回の統合におきましては、管理部門については簡素化を図ることといたしておりますが、検査部門については必要な人員を確保していく、このように措置をいたしているところでございます。

增加することから、消費者の関心の高い農薬などの安全性や原産地など食品に関する情報の提供や相談体制の充実を図る、こういうふうに思つて、この統合の結果におきましてもそのような対応をしてまいりと、こういうことでござります。

参考までに申し上げますと、統合前の消費者の対応窓口は八か所でございましたけれども、これを統合後の消費者の対応窓口は十二か所、こういうことで、五割増しで窓口の充実を図る、このように措置をいたしてあるところでございます。全国的にも一応均等な配置ができますように考えて、十分の措置をいたしているところでございまして、十分できるような対応をしてまいりたい、こう思つております。

○小川敏夫君 先ほど政府委員の方から民業圧迫についてございました。これは検査業務ですかね、このような検査は民間でも行っているかと思うんですが、あるとすると、これは民間で行えることであれば、例えば、小泉総理は前言つていました、民間でできることは民間にやらせればいいんだと。そうすると、民間で十分できることについて

て、なおこのセンターとして、まあ国直接じゃないにしても、こうした独立行政法人と、公務員型ということとで残すという意味合いはどこにあるんでしょうか。

○政府参考人（町田勝弘君） 今回統合されます法人の業務の内容でございますが、BSEの発生等によりまして、国民の関心が非常に高い食品の安全性等に関する検査を行うということですが、

食品の安全性を確保するために、肥料取締法、農

また強制力を背景とした立入検査を行うということから、民間にゆだねるということは適当ではなくて、引き続き独立行政法人として国の指導監督の下で効果的、効率的に業務を行っていくべきとが適当だというふうに考えて いるところでござります。

ここまで私は言っていないんで、食品表示やJIA規格に係る検査、すなわち、要するに食品の成分検査ですよね。ですから、成分の検査そのものは公権力の行使という部分ではありません。検査というのは、客観的な技術があればこれは民間でできるつづけてござります。そこで、民間で

できるわけでございます。そして、民間でもそれができる、そうした業務をやっている団体が複数あるようですので、なお、そうした民間でもできる状態にあるのに、なおこれを維持するとの必要性についてお尋ねしたいんです。
○國務大臣(松岡利勝君) 政府委員の答弁と繰り返しになるかもしませんけれども、要するに、何といいましても食品の安全性を確保すると、こ^ういう大前提、基本眼目、これがあるわけでございまして、肥料取締法、農薬取締法、飼料安全法

と、正にそういう法律に基づきまして強制力を背景とした立入検査を行う、こういう性格でございます。したがいまして、そういう性格から、民間にゆだねることは適当ではなく、やはり独立行政法人として国の指導監督の下で行なうことが適当だと、こういう判断でござります。

部分はそれはそうなんでしょうけれども、検査というその分野についてはいいんではないかと。つまり、民間で検査した、その検査結果に基づいて必要があれば公権力を行使すればいいわけですから、民間が設備と人材を持って検査している、民間でできることをえて国又はこういう独立行政法人、国的な形で保持する必要があるのかなとちょっと感じたのですからお伺いしたわけですか。

○小川敏夫君 いざれにしろ、私もこの業務が要らないと言つてゐるわけぢやないんで、この業務の必要性といふものはむしろこれから更に増していただきまして、一つの課題だと、このように受け止めさせていただきたいと思います。

非とも、特に冒頭に申し上げましたように消費者を守ると、あるいは消費者の消費行動を適正に導くという観点で非常に大事な分野でありますので、更に充実していただきたいというふうに思っております。

実際 この消費者がこれから、今でも消費者のあるいは消費者団体の求めに応じて検査を行つてゐるということですが、これは消費者のだれでもこれを、検査のお願いをできると、このような扱いになつておるんでしょうか。

思うんですね、私の想像では。私、ここが、一個人が、一消費者が検査の依頼をして応じていただけるとは余りこれまで知らなかつたものですから、多くの国民も知らないんじやないかと思うんですね。今度は、これからがそうした食品の安全に関心がある消費者や消費者団体がここで検査をお願いすればやつてもらえるんだと分かれば、更

に増えるんじやないかというふうに思つております。

いずれにしろ、消費者の保護、そうした消費者の消費行動の適正化ということを保持するためには、重要度が増す分野でございますので、そうした観点からこの業務体制の充実、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移らさせていただきますが、先日も花粉症のことについて林野庁長官にお尋ねしまし

た。余り時間がなかつたので私の怒りも余り十分には伝えきなかつたというふうに思うんで、更にまた今日も時間を取らせていただきます。これまでもずっと何年間、あるいは先日もこの花粉症の議論お伺いしてまして、私が感じたところは、結局、杉の新品种、花粉が少ない杉であるとか、最近は花粉が飛ばない杉を開発されたと、

この林木育種センターですか、ここではしっかりと努力してやつていただけていると。ですから、常に努力してやつていただけていると。ですから、この林木育種センターですか、ここではしっかりと頑張って品種の開発、改良に取り組んでいただけているんではないかというふうに思ふんですが、むしろ問題は、せっかくその開発されたそうした

新しい品種を、これを普及する努力がなされてい
ないんじゃないかと、こういうふうに思うわけで
す。せっかくそういうふうに花粉症に有効な杉が
開発されたんなら、今度はその開発された杉をど
んどん普及するという努力をしつかり行政の方で
やつていただければ、杉の苗木が植えたのがまだ
四十万本とかそんな状態じゃなくて、少なくとも
新しく植林する苗木の何割かという状態にまで
持つていけたんではないかというふうに思うんで
すね。

そういう意味で、この新たに開発した新品種の、花粉症に有効と思われる新品種のこの普及対策について、これまでどのように取り組んでおられたのか、まずそこを説明していただきますようお願ひします。

ているわけでございまして、先生の言われるよう
に、その割には苗木の供給が非常に少ないんじや
ないかという御指摘でござりますけれども、この
開発された花粉の少ない杉品種の苗木供給が急速
に拡大をしないということところの理由といたしまし
て、一つは、この品種を使って都道府県が採種・
採穂園、これを造成をいたしまして、この採穂園
等で生産された穂木等により苗木生産事業者が苗
木を生産するということで、この採穂園なり採種
園と、苗木を生産するこの期間が非常に長いとい
うことなどがございまして、十年前後の生産期間を要
するというのが一つございます。
それからもう一つは、この采種園等の告成、確

は無料で配付するとか、この苗木に関しては百円のうち九〇%は国が補助するとか、そのような積極的な苗木を植えるような奨励策を取つていればまた違った結果が出てるんじやないかとも思うわけです。あるいは国有林野、これは民間と違つて国の判断でそうした苗木を植えることができるわけですから、そこにおいては、少なくとも国有林野に関しては基本的にそうした花粉が少ないといふふうな新品种を、苗木を植林するという方針を持つて意欲を持つて行つていれば、かなりの既に新しい品种の杉が植わつてゐるはずだと思つんです。

それが、一意可千万本のうちの四十万本と、十

もう一つ、国有林の話でございますけれども、
国有林につきましては、都市周辺ということで、
これは茨城と神奈川でございますけれども、十七
年、十八年度で四千四百本、非常に少ないわけで
ござりますけれども、それと来年度、十九年度で
ござりますけれども、これも茨城で五千六百本の
花粉の少ない杉を植えようというふうに思つてござ
いまして、供給体制が整つてくれれば花粉の少ない
い杉の植栽に努めてまいりたいというふうに思つ
てございます。

でたつても進まない。したがいまして、マイクロカッティングというようなことでやると二年ぐらいで、言つてみれば挿し木苗の生産技術ですが、これだと二年掛かると。問題は、しかし何といつてもやつぱり物理的な供給の、何といいますか、苗床といいますか、それを拡大しないことにはどうしようもないのです。

小川先生からの今日の質問だということでお会答弁レクのときに今日、朝から話をしておつた国でいるのは愛知県、愛知県といいますか中京圏ですね。それからこの東京圏、幾つかあるわけです。したがつて、その大体飛んでくる距離も分かる

○小川敏夫君 ですから、苗木を増やすために採
穂園ですか、これについて費用が掛かるというふ
うなお話でした。だからこそ何もしない、費用が
掛かるからといって何もしなければ苗木が普及し
ないわけで、だからこそ私は行政がそうした予算
を付けて、そして苗木を本腰を入れて大増産して、
どんどん今度は、増産した上でそれを今度はどん
どん全国に植林するようにという政策努力をすれば、
もっともつと植わっていると思うんですね。
それが私は足らないんじゃないかと思うんです。
例えば、苗木は大体一本百円ぐらいというふう
にお伺いしました。例えば一億円あれば百万万棵
の苗木ができるわけです。例えば民間で植えるとき
に、じゃ、これは国民の健康に関する重要なこと
なんだから、国が予算を付けてこの苗木に関して

○政府参考人(辻健治君) 先生の御指摘の苗木について、例えば無料で配付をして、それを山へ植えるといったような取組はどうだというお話をございましたけれども、実はこの花粉症の少ない苗木の価格と、それから普通の杉の苗木の価格というのは実は同じでございまして、そういう意味では、使う方の問題ということではなくて、むしろ供給サイドの問題だらうというふうに思つてございますし、現在でも山に植林をする場合、大体七割ぐらい助成をしているわけでござりますけれども、国と都道府県と合わせまして、この中には苗木代も入つてゐるわけでございまして、いわゆる自分で負担するのは三割程度でございますので、供給の方はきつちりとできるようになつて、なおかつ森林所有者だと山に木を植える人たちに周知すればそこは進んでいくんだろうというふうに思つてございます。

○國務大臣(松岡利勝君) 小川先生に人気を本当に心配していただきまして、ありがとうございます。

今お話を伺いしておりますと、今長官にもちよつと小声で申し上げましたのは、せつかく苗木を開発したということであれば、その供給を加速化させる、供給拡大を加速化させる、こういったことがやつぱり求められていると、それにはどう取り組んで答えを出すか、こういうことだと正にもうそこが一番の先生の今日の御指摘の点だと、このように今お聞きをしながら長官にも今申し上げておったところでございますが。

正にそのとおりでございまして、採穂園で苗木が取れるようになるのには七年掛かる、採種園でやると十二年間掛かる。したがつて、彼が、長官が十年前後掛かりますと、こう言つたわけでありますが。それを持つておったのではまたいつま

ことができるんだろうと思ふんですけれども、そういったことをちよつと調べて、そしてそれに対する、例えばそれを何年で切り替えられる、切り替えるということの整理をした上で、じゃそれに見合う苗木の供給をどうするか、幾らお金がかかるか、こういったことをやつぱりちよつと本当に本格的に一遍役所として整理してみなきゃいかぬだらう。こういうふうなことを私も、今日の質問にお答えするに当たつて、今日は答えが出来ないんですけども、今後は、少なくともまた来年同じような話を聞いていやどうしようもないわけで、これはやっぱり、どうお答えをしていくかということをきちんと我々として整理をして、そして必要なお金もこれは一遍整理をして、そしてその結果やつぱり、正におっしゃいましたように国民的課題でありますから、大変これはこの時期というのはもうみんなが苦しんでいるわけで

もう一つ、国有林の話でございますけれども、
国有林につきましては、都市周辺ということで、
これは茨城と神奈川でございますけれども、十七
年、十八年度で四千四百本、非常に少ないわけで
ござりますけれども、それと来年度、十九年度で
ござりますけれども、これも茨城で五千六百本の
花粉の少ない杉を植えようというふうに思つてござ
いまして、供給体制が整つてくれれば花粉の少な
い杉の植栽に努めてまいりたいというふうに思つ
てございます。

○小川敏夫君 大臣、どうもお話を聞いています
と、結局、供給体制、すなはち、新しい苗木は開
発したけれどもその苗木を増やす供給体制を構築
する努力がなされていないと。これは、林野庁も
予算が限られておるでしょし、あるいは都道府
県という問題があるかもしれません。これはやは
り政府が本腰を入れて取り組んでいただければ大
分違うと思つんですね。

そういう意味で、大臣、ここのこといろいろい
少し人気が陰つておりますけれども、逆に国民か
ら支持されるような思い切った対策を是非約束し
ていただきたいんですか、いかがでしよう。

○國務大臣(松岡利勝君) 小川先生に人気を本当
に心配していただきまして、ありがとうございま
す。

今お話を伺いしておりますと、今長官にも
ちょっと小声で申し上げましたのは、せつかく苗
木を開発したということであれば、その供給を加
速化させる、供給拡大を加速化させる、こういっ
たことがやつぱり求められていると、それにどう
取り組んで答えを出すか、こういうことだと、正
にもうそこが一番の先生の今日の御指摘の点だ
と、このようにお聞きをしながら長官にも今申
し上げておつたところでございますが。

正にそのとおりでございまして、採穂園で苗木
が取れるようになるのには七年掛かる、採種園で
やると十二年間掛かると。したがつて、彼が、長
官が十年前後掛かりますと、こう言つたわけであ
りますが。それを持つておつたのではまたいつま
ります。

カツティングというようなことでやると二年ぐら
いで、言つてみれば挿し木苗の生産技術ですが、
これだと二年掛かる。問題は、しかし何といつ
てもやつぱり物理的な供給の、何といいますか、
苗床といいますか、それを拡大しないことにはど
うしようもないのです。
小川先生からの今日の質問だということで、国
会答弁レクのときにも、朝から話をしておつた
のですが、やつぱり今一番花粉症が多いと言われ
ているのは愛知県、愛知県といいますか中京圏で
すね。それからこの東京圏、幾つかあるわけです。
したがつて、その大体飛んでくる距離も分かる
でしようから、花粉が。そうすると、市街地から
どれくらいの範囲のところの山を花粉の少ない山
に切り替えるというか植え替えるというか、そ
ういうようなやつぱり一つの青写真を作つて、それ
に対して供給体制をどうするのかと、こういつた
ようなやつぱりまず整理をして、もちろん、まだ
途中で木を切つて植え替えるというわけにはいき
ませんから、ある程度ちゃんと大きくなつて木を
切れるという形になつたときに植え替えるとい
うことができるんだろうと思うんですけれども。
そういったことをちょっと調べて、そしてそれ
に対する、例えばそれを何年で切り替えられる、
切り替えるということの整理をした上で、じゃそ
れに見合う苗木の供給をどうするか、幾らお金が
掛かるか、こういったことをやつぱりちょっと本
当に本格的に一遍役所として整理してみなきゃい
かねだろうと。こういうふうなことを私も、今日
の質問にお答えするに当たつて、今日は答えが出
せないんですけども、今後は、少なくともまた
来年同じような話を聞いていやどうしようもない
わけで、これはやつぱり、どうお答えをしていく
かということをきちんと我々として整理をして、
そして必要なお金もこれは一遍整理をして、そし
て、その結果やつぱり、正におつしやいましたよ
うに国民的課題でありますから、大変これはこの
時期というのはもうみんなが苦しんでいるわけだ

ありますから。自民党にも、前、ハクション議員連盟というの

ができまして、だれだったですかね、ハクション議連の会長は、保利先生、そして茨城の赤城先生が、赤城さんが事務局長で、そのときももう、この農林部会の会合になると、この時期はえらいみんな血相を変えて怒ったものでして、まあ今でもそうだと思いますが。

だから、これはきちんとやっぱり一遍そういう整理を、この御指摘を受けまして、本当にちょっと体系的に整理をしてみたいと、そして、どういふうに取り組んでいくかということについての方向付けをやりたいと。そして、相当お金も掛かるんだろうと思うんですけれども、これはまた皆様方の後押しもいただきながら、予算措置も考え方をやらなきやいけないなど、今そういう思いを持つていろいろとござります。

その思いをちょっとしつかり形に、林野庁がしっかりと取り組むような、そういう強力な取組というものをすることをここで申し上げたいと思いますので、長官を中心にしてやりることをここで、この委員会の答弁として申し上げたいと思います。

○小川敏夫君 私自身、この参議院に送っていた問題を取り上げたわけですが、松岡大臣の今の答弁がこれまでの中で最も具体的で意欲がある答弁でございまして、是非こうした方向で実現していただければと思いますので、そのことに関しましては松岡大臣に是非大きな期待をさせていただきます。

そして、そのように気持ちが合つたところでまた質問がからりと変わって大変恐縮でございますが、大臣のこの收支報告のことに関連してまたお尋ねなくてはならないわけでございまして、むしろ、松岡大臣、農水省出身で、この農政に関して大変優れた見識をお持ちの方だというふうにお伺いしております、そうした意味で大変充実した審議をしたいというふうに思つておるんです

が、ちょっととこうした問題がございまして十分な議論がなかなかできない。できないというのではなくて、むしろそうした問題に触れなくてはならないということで、結果として審議が妨げられてもそうだと思いますが。

そこで、私は、このところは、もうすつきりと国民が何の疑問もなく理解を得られるような対応をして、国民の疑問に答えて、説明すべきはきちんと説明していくだければと、うふうに思つております。

また、改めてまたお尋ねさせていただきますが、これは前回質問したんですが、つまり、三月五日の予算委員会の私の質問に関して数日前のこの農水委員会で、予算の分科会ですか、委嘱審査の際には皆さん見に行つた方の統一した見解なんですが、しかし、大臣はあの予算委員会では、今付けておるというふうに答弁されました。

そこで、今改めてお尋ねしたいんですが、この還元水装置は今大臣のお部屋には付いているんでしょうか。

○国務大臣(松岡利勝君) この点につきましては、また小川先生からおしかりをいたぐのかもしけませんが、あのときも申し上げましたように、個別の内容にかかることがありますと申しますが、今の法律制度上はそこまで求められておりませんし、法律を超える範囲に属することでござりますの

で、その点につきましては、あのときも、必要な範囲において、確認をした上で必要な範囲において必要であればお答えしますと、こう申したわけでありまして、今の点につきましても、個別内容に属することでござりますから、これはもう差し控えさせていただきたい。今日まで、予算委員会でもそうでしたし、また、分科会でも、分科会といいますか委嘱審査ですかの場合でもこの前申し

上げたとおりでございます。そういうことで御理解を願いたいと存じます。

○小川敏夫君 そこはなかなか理解できかねるところなんですね。

大臣が答弁された内容は、収支報告について、収支報告そのものが、政治資金規正法が水道光熱費に関しては総額を記載すればいいんで、その内訳までは記載しなくていいと、説明しなくていい

というふうに法律でなつてあるという趣旨で答弁されていると思うんですね。

私は、その資金報告、収支報告の在り方とか今、中身について直接聞いているんではなくて、大臣があの予算委員会の場において答弁された、今、何とか還元水の装置を使つていてるという趣旨の答弁が事実と違うんじゃないかと。だから、事実と違う答弁をされたんじゃないですか、事実と違うんだら、それは間違ひだったのか、何かのことで間違えた答弁をしてしまつたんだたらこれは直していただきたいし、あるいは、いや、やっぱりあれは答弁は間違つていないと、いや今でも付けているというんだつたら付けているというふうにお答えいただきたいんで、大臣が予算委員会で、正にこの参議院で答弁された、その答弁されたことが正しかつたんですか、それとも何か勘違いされて間違えておつたんですかと、こう、その答弁についてお尋ねしているんですね。

○国務大臣(松岡利勝君) あのとき小川先生からそういう御指摘ございまして、私の答弁した中でそういう発言があつたのはもう議事録に残つていませんから事実なわけですが、さらにまたその議事録で、そして小川先生から、じゃ、いろいろこういうこと、こういうこと、それをちゃんと調べてみてください。これはもう確かに答えておられるのですから、その点でござります。

まして、先ほども申し上げましたように、大臣が一度答弁されたその内容について、どうも事実ではなかつたんではないかと、事実じゃないんじやないか、すなわち還元水装置は付いてないと、いうふうに、どうも客観的には付いてないというふうにお答えされた大臣のあの答弁は勘違ひだつたのかなと、それとも何か理由があつてうそつたのかなと、こんなふうになつてしまふわけですね。あるいは、見に行つた人が間違いで、やつぱり還元水のその装置は付いているというこのようでお答えされた大臣のあの答弁は勘違ひだつたのかなと、それとも何か理由があつてうそつたのかなと、こんなふうになつてしまふわけですね。そのため、そこがなかなかはつきりしないものですから、ですから、大臣がこの国会において、参議院において答弁された、その答弁されたことについて私は事実関係をお尋ねしているわけなんですが、そこがなかなかはつきりしないものでないかということとはまた別の問題だと思うんですね。

ですから、恐らく客観的には還元水装置は付いていなかつたと。ですから、大臣はその部分に関しては間違つた答弁をされたと思うんですね。で

して、その結果、法令制度上に基づいてそれは必要と求められていない。こういうことでございまして、それはもう法律を超える、今の現行の法律を超えることでござりますので、それにつきましては差し控えさせていただきますと、このよう

に、論理的には正にそういう形で申し上げたわけでござりますので、この前から申し上げておりますように、そういうことで御理解をいただければと、こう思うわけであります。

○小川敏夫君 どうもなかなか理解できないんで

すがね。

大臣は、その政治資金規正法上求められないということをおっしゃられているわけですから

ども、別に政治資金規正法上それを公にしてはいかぬとは書いてないわけでして、そもそも、その政治資金規正法云々ではなくて、この国会の審議の場において大臣はこれ出席して答弁する義務があるわけでございます。

まして、先ほども申し上げましたように、大臣が一度答弁されたその内容について、どうも事実ではなかつたんではないかと、事実じゃないんじやないか、すなわち還元水装置は付いてないと、いうふうに、どうも客観的には付いてないというふうにお答えされた大臣のあの答弁は勘違ひだつたのかなと、それとも何か理由があつてうそつたのかなと、こんなふうになつてしまふわけですね。そのため、そこがなかなかはつきりしないものでないかということとはまた別の問題だと思うんですね。

それについて、間違いだったのか、間違いやないのか、そこをお尋ねしているんですが、私は、大臣が答弁されたことについて、その答弁が正しかったのかどうかをお尋ねしているんです。

○國務大臣（松岡利勝君） やっぱり国会でのやり取りでございますから、やっぱりそれは政治資金収支報告ということになりますと、どうしてもそれは法律に基づいて収支報告をやっている。そしてその政治資金規正法ではどのように定められてその収支報告がなされているか、これに関連してのあのときも小川先生のお尋ねでございました。

したがいまして、あのときはああいうやり取りだったわけでござりますけれども、私も最後に申し上げましたように、これは確認をいたしまして、必要な範囲において、必要であればお答えを申し上げると、こういうふうにあのとき最後はそういうことで整理をして、あのときの質疑はそれで終わっているわけでございます。

したがいまして、収支報告、これにかかるる話でございますから、その基は何といつてもやっぱり政治資金規正法、この範囲においてどのようになら法が適用されない世界でございますので、それは法令を超えることになりますので、その法令を超えるということになれば、当然のことながら法が適用されるべきだ、これが決めてあるということは将来のこととして、その決めていただくことも、どのようなお決めがなされるかということに懸かってくるわけになりますけれども、そういうようなことで対応いたしますと、こう申し上げたわけでありまして、今、小川先生がおつしやった答弁ということになりますが、これはやっぱり政治資金規正法の在り方との絡んでの問題でございますので、この前からそういうふうに申し上げているところでございます。

○小川敏夫君 その明細は明らかにする必要はないということ自体も私はとても納得できるものとは思っておりませんけれども、私の質問の趣旨は

そこを聞いているんじゃないですかね。大臣が答弁されたことがどうも事実じゃないように思えますから、そのことだけについて聞いていますんで、だから大臣、その私の質問については、もう大臣は当然、聰明な方ですから、私が何を聞いているかは当然お分かりの上で私の質問にちょっとと違うところのことをお答えになつてあると思うんですが、どうでしよう、もう一問一答でお答えいただけませんか。

還元水装置は付けてているというふうに予算委員会で説明されたんですけども、実際、その還元水の装置は、大臣、お部屋に帰ったところ、実際に付けてあるんですか、それともなかつたんですね、どちらなんでしょうか。これはもう大臣が答弁されたことについて私は質問しているわけなんですが、いかがでしよう。

○國務大臣(松岡利勝君) 小川先生もよくもう、それはもうもちろん私の百倍ぐらい小川先生の方が御聰明だと思いますので、私の申し上げていることも十分御理解いただいた上で、また更にそういう御指摘の御質問をいただいていると思うんですけど、これは何といつてもやっぱり政治資金規正法に基づく政治資金収支報告にかかるその個別の内容の問題でございますので、それはやはり現行法令制度を超えるということでございまして、その点については、これは差し控えさせていただきますと、こういうことで御答弁、お答えをさせていただいているわけでございます。

したがいまして、そういうことで、法令の範囲を超えるというものであれば、当然、じゃどういうルールなりでそれに対応していくべきなのかと、こういった点の整理があれば、その整理に基づいて私は対応してまいりたいと、こういうことを申し上げているわけでござりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○小川敏夫君 理解はできないんですが、同じことをもう五、六回もやり取りしています。

別の観点からお尋ねしますが、この収支報告のことにつきまして、大臣は終始一貫して同じよう

な趣旨の答弁をされていますが、それについて、安倍総理も松岡大臣との対応でよろしいと、こういうふうに言っておるわけですが、そこでちょっとお尋ねしたいのは、松岡大臣は、この松岡大臣のこの資金管理団体の事務所費や水道光熱費のこととお尋ねしたいのは、松岡大臣は、この松岡大臣の収支報告のことについて、安倍総理には具体的に報告をされたんでしようか。
すなわち、いや、適切にやつてあるからもう問題はありませんというふうに問題がないという結論だけを安倍総理にお話しした、説明したのか、そうではなくて、安倍総理には中身、これこれこういうことで、こういうことで、こういうふうに使つてある、こういうふうに使つてあるというそのまま訳も示して、これで安倍総理に対しても、このとおり内訳も示して何の問題もありませんよという形で安倍総理に説明されたんでしようか。こほいかがなんでしょうか。
○國務大臣(松岡利勝君) そのこと自体、今御質問のこと自体がやはり個別の内容にかかることがありますので、そのことについてのお答えは差し控えさせていただきたいと思います。
○小川敏夫君 いや、個別の内容にかかるることではなくて、総理大臣が閣僚のこの不祥事らしき、まだ不祥事と断定しちゃ失礼だから一応らしきと言つておりますけれども、そのことについてどういう対応をするかということについて閣僚から事情を聴くのはこれは当然でありますて、じや事情も聴かないで問題がないと言つているんなら、それはそれで問題でありますようし、あるいは事情を聴いた上で臭い物にふたをしたんなら、またそれはまたそれで非常に重要な問題なんですねから、そうした政府閣僚の在り方の問題としてこれ非常に重要な問題でありますて、これは政治家の責任として非常に重要な問題であります。
そこ点において、安倍総理がとにかく松岡大臣の水道光熱費、事務所費問題については問題ないと言つておるわけですから、じや松岡大臣がどのように安倍総理に説明されたのかなど。中身まです。

できませんと説明した上で、安倍総理は納得したのか、中身も聞かないで、ただ間違いないと言つて、いるからそれでいいんだという程度のことなんか。これは、こういうこの種の国民の関心事にして取り組む政府の姿勢を表す重要なことでござりますので、是非そこを答弁していただきたいんですが、いかがでしようか。

○國務大臣(松岡利勝君) これは性格上、今先ほど申し上げたようことでござりますので、その点につきましては先ほどのお答えのとおりでござります。

○小川敏夫君 是非この問題について、松岡大臣、具体的な事実を詳細に明らかにして、国民の前に明らかにして説明していただきたいと。そしてまた、仮に問題があるということになれば、きちんと責任を取っていただきたいということを最後に述べさせていただいて、私の質問をこれで終わります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。

独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案に関連しまして質問をさせていただきたいと思います。

〔委員長退席、理事岩城光英君着席〕

まず、農林水産消費技術センター並びに農業検査所及び肥飼料検査所の三独立行政法人の統合に関する質問をさせていただきます。

農林水産省は、この三独立行政法人の統合に関しまして、統合メリットを最大限に發揮することにより効率的、効果的な業務運営を推進すると、そのような趣旨を伺っておりますけれども、統合の最大のメリットはどういうものなのか、この点について松岡農林水産大臣にお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(松岡利勝君) 今、渡辺先生からお尋ねの件でございますが、新法人につきましては、農場から食卓までの一連の過程を対象に検査業務を一体的に実施をすると、このようなことといったおりです。

そこで、法人の運営に当たりましては、管理業務の簡素化を図ると。一方で、しかしながら検査部門というのはこれは国民の生命、健康、食の安全に直結する問題でございますので、先ほど小川先生からの御指摘にもあつたわけでござりますが、そのような性格にかんがみまして、検査部門は強化すると、このような対応をすることにいたしております。

原産地など食品に関する情報の一元的な提供を行ふこと、これをまず一つといたしておりまして、それから二つ目といたしましては、スケールメリットを生かした検査と分析能力の向上を図ると。それから三つ目といたしまして、さらには緊急時ににおける総力の結集を図る。こういったようなことで、食の安全と消費者の信頼確保のため大きな効果が期待できるものと、統合メリットをそのよう考へております。

○渡辺孝男君 平成十七年の総務省評価委員会の

○政府参考人(町田勝弘君) 新法人におきましては、業務の効率化また合理化を図るということで、専門技術的知見の低い作業、これにつきましては民間への業務委託を行うということについて中期目標に盛り込むこととしております。

具体的に申し上げますと、JAS規格の見直し作業のためのアンケート調査票の発送ですとか回答の集計作業、また専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製作業、さらには専門知識を要しない外国文献の翻訳、こういった業務につきましては外部委託をするということを考えているところでございます。

○渡辺孝男君 関連で質問をさせていただきますけれども、現在この三独立行政法人の常勤の職員について極力アウトソーシングを推進すると、そのように求めておるわけでありますけれども、外部委託等についてどう具体的に推進をしていく方針なのか、農林水産省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 平成十三年度と比べまして常勤役員数、微増となつてゐる理由でござりますが、これはBSEの発生を契機といたしました国民の食の安全への関心の高まり、こうしたことに対応した業務が追加されたということです。具体的に申し上げますと、消費者の方々から的一々な問い合わせ、疑問に答えるための食品表示一一〇番、これを十四年一月に設置いたしました。また、和牛のDNA分析の開始、これは十五年七月から開始、こういった新しい業務に取り組んでいるということでございますが、引き続き、こういう業務に取り組みながらも業務の効率化、こういったことには取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○渡辺孝男君 先ほど大臣の方からお話をございましたけれども、管理部門はこれから統合後簡素化していく、しかし、そういう検査部門等は必要に応じて強化して国民の食品の安全を確保していくと、そのような方針を伺いましたので、このような方針に従つてしっかりやつていただきたいと思います。

それでは、統合により、これから統合により今後の中期目標の変更が必要になると考えられますが、これまでの三法人の任務、役割をどう位置付けるのか。また、新中期目標で達成すべき内容や水準をできる限り具体的・定量的に示す必要があると、そのように考えますけれども、現在までのどのような検討がなされ、これからまたどのような検討がなされる方針なのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 新法人、先ほど大臣からお答えいたしましたが、管理部門の簡素化を図る一方で、検査部門を強化して食の安全と消費者の信頼の確保に貢献するという、これが正に役割・任務でございますので、中期目標におきましても、こうした法人が担うべき役割を明らかにし

たいということでございます。

〔理事岩城光英君退席、委員長着席〕

また、統合によりまして業務運営の効率化を図るということで、中期目標に具体的な数値目標を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っております。項目いたしましては、本部及び地方組織の再編統合ということで、統合時三本部十二地方組織ですが、これを一本部五地方組織にするということ、また一般管理部門の合理化と検査等業務への重点化ということで、中期目標期間内でございますが、検査人員の割合を二%増加させたいということ、また、業務運営の効率化による経費の抑制、こういったことにも具体的な数値目標を示しながら取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○渡辺孝男君 食品の表示監視業務は、食の安全に関する国民の关心が非常に高まっているということでありまして、ますますその重要性は高まっていると、そのように考えておりますけれども、この食品の表示監視等の業務あるいは食の安全全体制の拡充について今後どのような対応をされていくのか、農林水産省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 食に対します消費者の信頼の確保を図るという観点から、食品に関してます情報が正確に伝えられるということは大変重要なことでございます。このため、食品表示の監視、これが着実に行われる必要があるというふうに考えております。

こうした中で、新しい法人でございますが、DNA解析技術などの化学分析を用いた食品表示の確認など、専門的な知識や高度な分析手法を用いた検査を担当するということ、また国、都道府県におきましては、小売店舗や卸業者におきまして品質表示が適切に行われているかどうか、こういったことを調査して不適正表示の摘発やその改善に取り組むといったことで、それぞれ関係機関が連携して監視業務を行うということにしているところでございます。

新法人におきましては、統合によりましてス

ケールメリットを生かした検査、分析能力の向上が期待できるというふうに考えておりまして、こうした効果を生かしまして監視業務の一層の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺孝男君 そのほかに、やはり肥料、飼料、農薬の検査体制の効率化等も重要な課題でございます。スケールメリットというふうに先ほど申し上げましたが、具体的に申し上げますと、分析の担当職員の方、また分析機器、こういったものは増えます。こういったものを生かしまして検査、分析能力の向上を図つてまいりたいというふうに思つておりますし、国内でまだ承認がされていない、そういうたった遺伝子組換え体の例ええば飼料、そういったものが流通が判明した場合には緊急時でございまので、センター、新しい法人の力を結集して迅速な検査とか原因の究明を行うといったようなことで、統合によります効果発現を図りながら検査の強化を図るということでございます。

また、当然これはセンターだけではできることでございませんので、こうしたセンターでの検査の強化に加えまして、関係府省、都道府県、関係機関と密接な連携を通じて、肥料、飼料、農薬の安全性確保を図つてまいりたいというふうに考えております。

○渡辺孝男君 次に、独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人の林木育種センターの統合について質問をさせていただきます。

林木育種センターは、国民生活にかかわりのある花粉症対策、先ほども質問がございました、この対策に有効な無花粉あるいは少花粉の杉等の品種開発や、地球温暖化防止対策に有用な二酸化炭素の吸収・固定能力の高い品種の開発、あるいは

す。
○渡辺孝男君 質問は以上で終ります。

○紙智子君 日本共産党的紙智子でございます。

今、独立行政法人となつた研究機関で問題になつてゐるのがポストドクター、博士課程修了後の非常勤研究員ですね、ポストドクターや任期制研究者などの短期雇用の職員の待遇問題です。

農林水産研究独立行政法人におけるポストドクターと任期制研究者の人員は、二〇〇一年は五十名だつたわけですねども、二〇〇六年には三百三名と六倍に急増してます。ポストドクター、任期制研究者は今、論文や成果を出さなきやいけないということです。期日に追われてます。けれども、今やっているプロジェクトや研究期間がこれ終了しますと、その後は解雇され、その後の職の保障がないという過酷な状況です。

ポストドクターを三年間勤めた後どうするかということになると、大半の研究者は再びポストドクターか任期制職員などの短期雇用の職に就くしかないと。三十代半ばになつても職が安定しない、生活面でいうとローンも組めない、結婚もできなきなど。博士号取得者は研究職以外の職がほとんどないわけです。短期雇用を繰り返せば繰り返すほど一般企業に就職する、再就職する道といふのは難しくなつてくる。こういう状況では、本当に落ち着いて研究に打ち込むことができるんだろうかと思うわけです。

筑波の労働組合の調査によりますと、ポストドクターや任期制職員の七割から八割の方が不安や不満も抱えながら仕事をしている。正職員、パートメント化ですね、ここへの道や、就職活動への支援を求めているわけですね。松岡大臣はこうした若手研究者の置かれている状況についてどのように認識されているでしょうか。

○国務大臣(松岡利勝君) 認識も含めてといふことでございますが、独立行政法人の職員につきましても、各独立行政法人は各自の使命と

中期目標の達成に必要な優れた人材を確保する観点から、ポストドクターや任期付研究者などを採用しているものと承知をいたしております。

これらの雇用形態は、若手研究者のキャリア形成に有益な仕組みとして機能していると、そしてまた第三期科学技術基本計画におきましても奨励をされているところでございます。また、欧米においても研究者にとつて定着した仕組みとなつておいても研究者にとつて定着した仕組みとなつており、国内にあつてもこうした仕組みの活用が図られてます。このように受け止めております。

なお、ポストドクターなどの任期満了後の待遇につきましては、各独立行政法人において当該研究の進展程度や本人の意向等に基づき決めていると聞いておりますが、ポストドクター等が常勤職員の採用に応募することも可能なことでございませんので、ポストドクター等が常勤職員として採用された事例も相当数あるものと聞いております。

○紙智子君 現実に置かれている皆さんが不安を抱えながらやつてはいるということありますし、やつぱり必要なときは活用するけれども終わつた

ときに、有能な研究者、やつぱり時間掛けて十分に見て、有能な研究者、やつぱり必要なときは活用するけれども終わつた

らしい御苦労さんということでは、本当に長期的に見えて、有能な研究者、やつぱり必要なときは活用するけれども終わつた

年に最初からもうあきらめてしまうということもなりかねないというようと思つてますよ。そこは非常に危惧するわけなんです。

そこで、ちょっと次に財務省にお聞きしたいんですけれども、今言いましたように、急速に正規職員から非正規職員への置き換えが進められていくわけです。

現実問題として、様々な形態の非常勤職員が研究の重要な部分を担つてゐるというふうに思つわ

けます。研究職の特殊性で、実験ですか作業が区切りが付くまではやつぱりたとえ深夜になつて

も帰宅しないで頑張るという場面もたくさんあるわけですから、筑波が都心から五十キロ離れてるという中では、やはり職場と住むところとが近

いということが能力を發揮する上でも非常に大事なポイントなわけです。短期雇用とその悪条件の下で働く若手の研究者にとって、やつぱり手軽なものもあるんですね。

そこで、財務省にお聞きしたいんですけども、価格の住宅ということでもこれ非常に切実な要求でもあるということで、待遇改善と一体の課題でもあるんですね。

私、昨年秋に出しました質問主意書の答弁で、このポストドクターのよな非常勤職員でも当該王務官庁から要請があれば公務員宿舎に入居できる

というふうになつてますけれども、これは間違ひございませんか。

○政府参考人(藤岡博君) お答え申し上げます。

昨年十一月の紙議員からの質問主意書に対する答弁書のとおりでござりますが、国家公務員宿舎法及び国家公務員宿舎法施行令におきましては、

国家公務員宿舎は、常時勤務に服することを要する国家公務員、その職務の性質上宿舎を貸与する

ことが適当である者として各省庁の長が財務大臣に協議して指定するもの等に有料で貸与することができると規定されてます。

国家公務員宿舎につきましては、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もつて国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として設置されていることを踏まえ、今後とも適切に対処してまいりたいと考えております。

○紙智子君 今の御答弁でもありましたけれども、国家公務員と、それからその職務の性質上貸与することが適当である者として各省庁、長が協議して申し入れるという、だから非常勤の場合であつてもそれは検討することができるということだ

といったところが、認識が、いや無理なんじやないかというふうにはなから思つていて、最初から、だから申請できないと思つてはいるわけです。そこ

のところはやつぱり誤解を解いて、實際上は制度上こうなんですよというふうに思つてやつて、それで必要な人について上げてもらうというふうに是非、そこまでやつていただけるでしようか。

○紙智子君 ありがとうございます。

そこで、肥料検査所の輸入飼料の検査体制についてお聞きしたいと思います。

それで、法人に移管された筑波大学やあるいは高エネルギー研の宿舎の入居が非常勤職員にも開放されているということは、やつぱり非常勤職員の宿舎問題が切実だということも示してることだと思います。

そこで、農水大臣、ポストドクターが公務員宿

舎に入居できるように是非とも財務省に要請すべきではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(松岡利勝君) 今、国家公務員宿舎法の規定といいますか、そのことにつきましては今政府委員の方から御答弁があつたとおりでござります。

そこで、今、紙先生お尋ねのポストドクター等について入居がどうかと、こういうことでございますが、これは一言で言いますと制度的に可能であると、こういうふうに、私どもはそういうふうに受け止めております。また、そのよう

に確認もいたしてます。

現在のところ独法からの貸与の申請はございませんが、今後そういう独法の方から申請があれば、勤務実態等を踏まえ、宿舎関係法令に則してござりますが、これは一言で言いますと制度的に可能であると、こういうふうに、私どもはそ

うに確認もいたしてます。

せんが、今後そういう独法の方から申請があれば、勤務実態等を踏まえ、宿舎関係法令に則してござりますが、これは一言で言いますと制度的に可能であると、こういうふうに、私どもはそ

うに確認もいたしてます。

○紙智子君 私、これ答弁いただいて、実は現場に要求が上がつてます。このことで独法の方に行きましたところが、認識が、いや無理なんじやないかというふうにはなから思つていて、最初から、だから申請できないと思つてはいるわけです。そこ

のところはやつぱり誤解を解いて、實際上は制度上こうなんですよというふうに思つてやつて、それで必要な人について上げてもらうというふうに是非、そこまでやつていただけるでしようか。

○国務大臣(松岡利勝君) そういう方が申請をしてこられれば、先ほど申し上げましたように適切に対処してまいりたいと思っております。

○紙智子君 ありがとうございます。

次に、肥料検査所の輸入飼料の検査体制についてお聞きしたいと思います。

この輸入飼料の安全性が私たちの食の安全性に直結しているということは言つまでもないと思うんですね。輸入飼料の残留農薬が、えさを通じて食肉に残留農薬が移行するということもありますし、最も発がん性が高いと言われているカビ毒の

アフラトキシンB₁、これはダイオキシンの十倍というふうに言われているわけですが、このアフラトキシンのB₁に汚染された輸入飼料を食べた牛の乳からアフラトキシンB₁の毒性の十分の一のアフラトキシンM₁というのが検出をされているわけですね。それだけに、この輸入飼料の水際での徹底的な安全性チェックというのは必要だというふうに思うわけです。

しかし、輸入飼料には今、外国における生産地の事情その他の事情から見て有害な物質が含まれる等のおそれがある飼料として農林水産大臣が指定したものをお輸入する以外は、食品のような輸入

届出制度がないんですね。したがって、水際での検査ができない仕組みになっているわけですね。されでは国民の食の安全を確保する上からも問題だ

というふうに思うんですね。すべてのやっぱり飼料について輸入届出制度を確立をして、輸入の都度検査を実施する仕組みを確立するべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(松岡利勝君) 紙先生御指摘の点についてございますが、飼料につきましては、飼料安全法に基づきまして輸入業者に対し、その事業

を開始する前に輸入する飼料の種類や配合飼料の原材料等を届け出させることにいたしております。

さらに、平成十五年の飼料安全法の改正によりまして、有害物質の混入の可能性が高い輸入飼料

等を農林水産大臣が指定をし、輸入業者に輸入の都度届け出ることを義務付ける仕組みを導入して

おります。

肥料検査所におきましては、これらの届出に

より把握した情報に基づきまして輸入、製造、流通段階でのモニタリング検査を実施しており、安全性の面などで問題があつた場合には検査の強化

や再発防止に向けた改善指導等を実施しているところでございます。

今後とも、これらの措置を的確に実施することによりまして輸入飼料の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。いずれにいたしまし

なり、統合メリットを發揮しづらい状況を生むことになります。

第三の理由は、強引な統合による弊害が予想されることです。

農林水産消費技術センターと農業検査所は、人の職員の人事待遇が混乱する可能性もあります。また、森林総研と林木育種センターの研究職の研究評価も異なっており、統合によって同じ独法内で別々の研究評価がなされるという異常な事態も起ることになります。

以上の反対理由を申し上げて、討論をいたしました。

○委員長(加治屋義人君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(加治屋義人君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○委員長(加治屋義人君) 御審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加治屋義人君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(加治屋義人君) 次に、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院農林水産委員長西川公也委員長から趣旨説明を聴取いたします。西川衆議院農林水産委員長。

○衆議院議員(西川公也君)

ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容

を御説明申し上げます。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法は、特殊土壤地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和二十七年四月、議員立

法により五年間の期限法として制定され、以後十度にわたり期限延長のための一部改正が行われました。これにより特殊土壤地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、農道整備、烟作振興などの事業が実施されてまいりました。

今日まで半世紀以上にわたるこれら事業によ

り、特殊土壤地帯における災害防除と農業振興の

両面において改善がなされ、地域住民の生活向上に貢献してきたところですが、同地帯の現状は必ずしも満足すべき状態にあるとは言えないのです。

すなわち、昨今の台風等による大雨災害に見られるように、甚大な自然災害が多発していること、また、農業をめぐる国内外の情勢の変化に対応し、特殊土壤地帯においても地域の特色を生かした競争力のある農業振興を図る必要があることなど、

いままだに対応すべき多くの課題に直面しているところであります。

これらの課題に対応し、特殊土壤地帯の振興を図っていくためには、引き続きこれら事業を強力に推進していく必要があります。

こうした観点から、本案は、所期の目的を達成するため、本年三月三十一日をもつて期限切れとなる現行法の有効期限を更に五年間延長して、平成二十四年三月三十一日までとするとともに、法律の題名の一部を漢字表記に改めるものであります。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(加治屋義人君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採

決に入ります。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(加治屋義人君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、岩城委員から発言を求められておりますので、これを許します。岩城光英委員。

○岩城光英君 私は、ただいま可決されました特

殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一

部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党、新緑風会、公明党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

それでは、案文を朗読いたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加治屋義人君) 全会一致と認めます。

よつて、岩城委員提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加治屋義人君) 全会一致と認めます。

よつて、松岡農林水産大臣から発言を認められておりますので、この際、これを許します。松岡大臣。

○國務大臣(松岡利勝君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努

力ををしてまいります。

○委員長(加治屋義人君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加治屋義人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加治屋義人君) 次に、種苗法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。松岡農林水産大臣。

○國務大臣(松岡利勝君) 種苗法の一部を改正す

る法律案につきまして、その提案の理由及び主要

な内容を御説明申し上げます。

種苗法は、優良な植物の新品種の育成の振興の

ため、品種登録を受けた品種の育成者にその業と

しての利用を専有する権利、すなわち育成者権を

土壌地帯対策の実施状況を点検し、その結果を踏まえ、対策の実施期間を含め必要な見直しを検討すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(加治屋義人君) ただいま岩城委員から提出されました附帯決議案を議題として、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加治屋義人君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決

ます。

とし、第五十三条の三を第六十四条とし、第五十三条の二を第六十三条とし、第四十九条から第五十三条までを九条ずつ繰り下げ、第二章第七節中第十四条を第五十七条とし、第四十七条を第五十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

(品種登録表示)

第五十五条 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産省令で定めるところにより、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録に係る旨の表示(以下「品種登録表示」という。)をするように努めなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第五十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為

二 登録品種以外の品種の種苗であつて、その種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものとの譲渡又は譲渡のための展示をする行為

三 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

第四十六条を第五十三条とし、第四十五条を第五十二条とし、第四十四条を第五十一条とする。

第四十三条中「(平成八年法律第二百九号)」を削り、同条を第五十条とする。

第四十二条第一項第四号中「第三十八条第五項」を「第四十五条第五項」に改め、同項第五号中「第三十八条第七項」を「第四十五条第七項」に改め、同項第六号中「第四十条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第四項第三号中「第三十八第六項」を「第四十五条第六項」に改め、第二章第六節中同条を第四十九条とする。

第四十一条第一項中「ときは」の下に「利害関係人の申立てにより又は職権で」を加え、同条を第四十八条とし、第四十条を第四十七条规定が第四十九条とする。

第三十九条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

(相当な損害額の認定)

第三十九条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要

第三十六条の見出しを「(書類の提出等)」に改めて立証するため、又は、同条に次の三項を加える。

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の持者にその提示をさせることができ。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等当事者(法人である場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 前三項の規定は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第三十六条を第三十七条とし、同条の次に次の六条を加える。

(損害計算のための鑑定)

第三十八条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。

な事實を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(秘密保持命令)

第四十条 裁判所は、育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第二百九号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき説明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ぜることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

3 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対し

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者には、即時抗告をすることができる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に對し

(秘密保持命令の取消し)

第四十一条 秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に對しては、即時抗告することができます。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第四十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)第九十二条第一項の決定が

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

二 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者には、即時抗告をすることができる。

3 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に對し

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者には、即時抗告をすることができる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に對し

(秘密保持命令の取消し)

第四十一条 秘密保持命令の申立てを受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に對しては、即時抗告することができます。

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

あつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについ

(当事者尋問等の公開停止)

第四十三条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合には、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき育成者権又は専用利用権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることが可能である。この場合においては、何人も、その提示された書面の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該書面を開示することができる。

5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退庭させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入れ廷させなければならない。

第三十五条の次に次の二条を加える。

(具体的な様式の明示義務)

第三十六条 育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴訟において、育成者権者又は専用利用権者が侵害の行為を組成したものとして主張する種苗、収穫物又は加工品の具体的な様式を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な様式を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときは、この限りでない。

(施行期日)

附 則

第一条 この法律は、平成十九年十二月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(権利侵害に係る規定の適用に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の種苗法(以下「新法」という)第二章第五節(新法第十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の種苗法(以下「旧法」という。)

第二章第五節(旧法第十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定により生じた効力を妨げない。

第三条 新法第三十四条第一項及び第三十九条の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対する権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置が第一審としてした判決に対する上告をする

権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

第七条 新法第四十条から第四十二条までの規定は、この法律の施行前に、訴訟の完結した事件、第一審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対する上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

第八条 本法律の施行前に犯した犯罪行為により生じた財産等に関する経過措置

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人種苗管理センター法及び独立行政法人畜改良センター法の一部改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中、「第五十三条の一第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

一 独立行政法人種苗管理センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第一項第一号

二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

二十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

二十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

二十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

二十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

二十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

二十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

二十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

二十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

二十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

二十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

三十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

三十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

三十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

三十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

三十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

三十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

三十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

三十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

三十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

三十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

四十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

四十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

四十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

四十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

四十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

四十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

四十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

四十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

四十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

四十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

五十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

五十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

五十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

五十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

五十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

五十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

五十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

五十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

五十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

五十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

六十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

六十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

六十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

六十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

六十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

六十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

六十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

六十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

六十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

六十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

七十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

七十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

七十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

七十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

七十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

七十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

七十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

七十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

七十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

七十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

八十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

八十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

八十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

八十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

八十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

八十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

八十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

八十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

八十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

八十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

九十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

九十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

九十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

九十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

九十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

九十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

九十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

九十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

九十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

九十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百零一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百零二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百零三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百零四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百零五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百零六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百零七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百零八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百零九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百一〇 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百一一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百一二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百一三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百一四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百一五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百一六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百一七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百一八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百一九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百二十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百二十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百二十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百二十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百二十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百二十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百二十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百二十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百二十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百二十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百三十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百三十一 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百三十二 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百三十三 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百三十四 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百三十五 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百三十六 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百三十七 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百三十八 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百三十九 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十四号)第十一条第二項第一号

一百四十 独立行政法人畜改良センター法(平成十一年法律第一百八十五号)第十一条第二項第二号

一百四十一 独立

平成十九年四月五日印刷

平成十九年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局